

「長崎市観光マスターブランド域内認知拡大に向けた交通広告の出稿」に係る 業務委託について（仕様書）

記

1 件名：

「長崎市観光マスターブランド域内認知拡大に向けた交通広告の出稿」に係る業務委託

2 事業概要：

本事業は、長崎市観光マスターブランドの強化に向けて、「長崎市観光マスターブランド強化に向けた域内施策の実施」で制作する広告デザインを使用した交通広告出稿により、域内の認知・基本理解促進を図る。

3 履行期間： 契約締結日（令和5年8月下旬予定）から令和6年1月31日(水)まで

4 履行場所： 指定場所

5 業務：

次の交通媒体への出稿と、それに伴うデザインのリサイズ、必要資材の印刷及び納品、ラッピング製作等の一切を行う。

(1) 路面電車（長崎電気軌道）

・路面電車内部ポスター6

台数：3台、出稿期間：令和5年10月上旬より3か月間

サイズ：縦210mm x 横515mm ※上部約30mmは絵柄が隠れるため余白とする

カラー：4+0、用紙：コート135kg

ポスター納品枚数：210枚（1台当たり3か月必要枚数：70枚）

(2) 路線バス（長崎バス）

① R面ポスターB3

台数：3台、出稿期間：令和5年10月上旬より3か月間

サイズ：B3サイズ（縦364mm x 横515mm）、

カラー：4+0、用紙：コート135kg

ポスター納品枚数：6枚（1台当たり1枚掲出、3枚予備）

② 左面プチラッピング

台数：1台、出稿期間：令和5年10月上旬より3か月間

サイズ：縦1,000mm x 横3,000mm

※ラッピング製作費含む

6 成果物

本事業の完了時には、以下に示す成果物を納品すること。

- ・業務完了報告書（形式は任意）

※報告書には、掲出の内容・期間を記載の上、それぞれ掲出時の写真を添付すること。

- (2) 本業務に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な処置を講ずること。
- (4) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。
- (6) なお、業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。

以上